平成２２年（フ）第１８５号
滋賀県東近江市建部堺町295番地
破産者　山田日出子
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１号
京都府舞鶴市倉梯町23番地10
破産者　石田　淳子（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第９６５号
兵庫県西宮市山口町上山口1204番地２ボヌールヤマキ102号
破産者　吉田　英明
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０６２号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目56番地の６
破産者　酒井　　貢
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３号
秋田県大館市字池内道上１番地17
再生債務者　柳舘　哲史
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月21日から平成23年７月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（再イ）第６号
茨城県結城市大字結城11527番地52
再生債務者　中山　正孝
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年７月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再イ）第４４９号
東京都練馬区大泉町４―48―10―201
再生債務者　大崎　久俊
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第４５９号
埼玉県上尾市谷津２―１―50―1707
再生債務者　五十嵐弘治
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１８号
長野県松本市大字島内898番地73
再生債務者　望月　孝夫
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年６月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（再イ）第２７号
静岡県駿東郡清水町伏見17番地の15
再生債務者　森　うめ子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月13日から平成23年６月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（再イ）第８２３号
大阪府摂津市南別府町９番３―303号
再生債務者　南　　主一
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月９日から平成23年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第３２２号
大阪府寝屋川市宇谷町５番１―210号
再生債務者　ＣＧスタジオアダダこと　福本　敦司
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月９日から平成23年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第３５９号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番103―805号
再生債務者　濵﨑　利明
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月９日から平成23年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第２７号
大阪府河内長野市錦町27番12号
再生債務者　新谷　英士
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月13日から平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再イ）第５８号
大阪府柏原市国分西２丁目３番66―403号
再生債務者　竹本美智代
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月13日から平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１４１号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目１番50―102号
再生債務者　小野　　忍
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月13日から平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２５号
広島市安佐南区緑井６丁目19番23―402号
再生債務者　山田　英一
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月13日から平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第９号
徳島県阿波市吉野町西条字原市157番地10
再生債務者　今倉　　勇
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年６月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再イ）第２号
愛媛県四国中央市金生町山田井乙754番地61
再生債務者　北川　浩三
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月14日から平成23年６月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（再イ）第３号
愛媛県四国中央市金生町山田井乙754番地61
再生債務者　北川　岩子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月14日から平成23年６月24日まで
松山地方裁判所西条支部